

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と、経営の健全性向上を図ることによって、企業価値を継続して高めていくことを、経営上の最重要課題のひとつとして位置づけています。

その実現のために、株主の皆様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の利害関係者との良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えています。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2(4)】

当社では、2019年6月19日開催の第76期定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を可能としております。議決権行使プラットフォームは現在のところ導入しておりませんが、海外の機関投資家比率や費用等を考慮のうえ、引き続き検討してまいります。

また招集通知の英訳に関しましては、現在のところ作成はしておりませんが、海外投資家比率の推移によっては検討を行うことといたします。

【補充原則3-1(2)】

当社ではホームページにて英語での情報開示・提供を行っておりますが、海外投資家比率の推移を踏まえ、合理的な範囲で推進いたします。

【補充原則4-1(3)】

当社は、現時点では、CEO等の後継者計画を具体的には定めておりませんが、次世代の経営陣の育成を目的とした管理職向け研修プログラムを実施するなど、後継者候補の発掘と育成が具体的、計画的に実行されていくよう取り組んでおります。指名報酬委員会への諮問を含め、取締役会が適切に監督を行ってまいります。

【補充原則4-3(3)】

現時点では、CEOを解任する評価基準や要件を具体的には定めておりませんが、解任すべき事情が生じた場合は、取締役会の諮問に基づき、委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬委員会が審議し、同委員会の答申を踏まえて取締役会で決議することといたします。

【原則5-2】

当社は、中期経営計画を策定・公表しており、同計画の中で、売上高、営業利益の目標値ならびにその目標達成に向けた施策を提示しています。また、同計画の内容、進捗状況、課題等については、決算説明会や株主総会等で説明するとともに、説明会資料を当社ホームページ上に開示しています。自社の資本コスト、利益水準を踏まえた課題認識に基づき、同計画期間において、資本効率の向上およびキャッシュフロー創出力の強化等に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

(1) 政策保有株式に関する方針

当社は、取引先との間で、中長期的な取引関係の維持・強化を図ることで、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合に、純投資目的以外の目的で、政策保有株式を保有することがあります。

政策保有株式については、毎年、取締役会で、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を銘柄毎に精査、検証し、その概要を開示いたします。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式に係る議決権行使については、発行会社の経営状況等を勘案し、発行会社の中長期的な企業価値の向上や株主共同の利益に資するか否か等を総合的に判断した上で、個別議案毎に適切に行使用います。

【原則1-7】

当社は、当社役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう十分に留意し、取引の合理性や取引条件の妥当性を検討しています。

取締役が行う利益相反取引については、法令および取締役会規程の定めに従い取締役会の決議事項とし、当該取引を行った取締役は、遅滞なく取締役会に報告することとしております。

なお、取締役の関連当事者間取引の有無については、毎期末に取締役への質問票による調査、確認を行っております。

【原則2-6】

当社では企業型の確定拠出年金制度を導入しており、企業年金基金制度はありません。

【原則3-1】

- (1) 当社の経営理念および中期経営計画につきましては、当社ホームページをご参照ください。
経営理念 (<https://www.stella-chemifa.co.jp/company/philosophy.html>)
中期経営計画 (<https://www.stella-chemifa.co.jp/company/strategy.html>)
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「-1. 基本的な考え方」をご参照ください。
- (3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きにつきましては、本報告書「-1. 機関構成・組織運営等に係る事項〔取締役報酬関係〕報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4)

1. 執行役員を選任の方針と手続き

当社では経営の効率化、意思決定の迅速化を図ること、業務執行の区分を明確化すること等を目的に執行役員制度を導入しています。当社執行役員は、取締役会で決定した経営の基本方針に基づいて業務を執行する責任者と位置づけ、その選任については、以下の基準に従って代表取締役が候補者を推薦し、取締役会で決議いたします。

なお、執行役員が当社の定める解任事由に該当した場合は、取締役会の決議により、その職を解任いたします。

- 1) 豊かな業務経験を有し、会社業務に精通していること
- 2) 指導力・統率力・行動力および企画力に優れていること
- 3) 人格・見識に優れた人物であること
- 4) 心身ともに健康であること

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補の指名方針と手続き

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、活発な審議と迅速な意思決定が出来るよう上限を12名としています。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補の指名については、以下の基準に従って、取締役会の諮問に基づき指名報酬委員会が審議し、取締役会が同委員会の答申を踏まえて株主総会付議議案として決議し、株主総会議案として提出いたします。

- 1) 持続的な企業価値向上に資する能力、経営を監督するに相応しい能力を有していること
- 2) 現在、将来を見据えて、自らの役割を深く洞察していること
- 3) 人格・見識に優れた人物であること
- 4) 心身ともに健康であること

3. 監査等委員である取締役候補の指名方針と手続き

当社の監査等委員である取締役は、上限を5名とし、会社法第331条第6項の定めに基づきその過半数以上を社外取締役に構成することとしています。監査等委員である取締役の候補の指名については、以下の基準に従って、取締役会の諮問に基づき指名報酬委員会が審議し、取締役会が同委員会の答申を踏まえ、また、監査等委員会の同意を得た上で株主総会付議議案として決議し、株主総会議案として提出いたします。

- 1) 公正かつ客観的な立場から取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監査し、経営の健全性および透明性の向上に貢献できること
- 2) 企業経営に関する深い理解、無機化学・フッ素化学に関する知見を有していること
- 3) 人格・見識に優れた人物であること
- 4) 心身ともに健康であること

なお、社外取締役にについては、独立性についても留意することとしています。

4. 取締役の解任等

取締役に会社業績に対する責任の重大性、法令・社内規定等の重大な違反等で、職務遂行に問題があると認められる場合などに、指名報酬委員会の協議を経て、また、監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会において協議いたします。取締役会で解任すべき事由があると判断したときには、法令に従い株主総会に解任議案を提出し、その決議をもって解任いたします。

- (5) 取締役会は、上記選任・指名方針を踏まえて、経営陣幹部および取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査等委員である取締役候補者の個々の人材力を検討した上で、選任・指名を決議しています。また、個々の選任・指名の理由については、株主総会招集通知参考書類・ホームページ等で都度開示することといたします。

【補充原則4-1(1)】

当社は、取締役会規程、裁権基準を定め、法令上で取締役会における決議事項とすることが定められている事項ならびに重要性等から鑑みてこれに準ずべき事項については、取締役会において判断・決定しております。取締役会において多面的に審議、決定された経営計画や事業戦略等の方向性に基づき、業務の執行を経営陣幹部に委任することで、意思決定の迅速化を図り、スピードある経営を追求しています。

具体的には、重要な組織の長等をもって構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項について議論する機会を設け、円滑かつ迅速な業務執行を成し得る体制を構築しています。

【原則4-9】

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度において以下の1)～5)に掲げる者のいずれにも該当しない場合には、独立役員であるとみなします。

- 1) 当社またはその子会社の主要取引先（売上高、仕入高が1,000万円を超える法人等）の業務執行者
- 2) 当社またはその子会社の主要借入先（借入金が1,000万円を超える法人等）の業務執行者
- 3) 当社またはその子会社から役員報酬以外に1事業年度あたり1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、会計専門家、法律専門家
- 4) 当社の主要株主（10%以上の議決権を直接的または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- 5) 当社またはその子会社から1事業年度あたり500万円を超える寄付を受けた団体に属する者

【補充原則4-11(1)】

当社は、生産部門、営業部門、研究開発部門、管理部門の各分野からの深い知見を有する取締役候補、若年層取締役候補、財務・会計・法務などの専門的分野における豊富な知識と経験を有する取締役候補の指名等により、また併せて性別等の多様性も鑑み、取締役会全体における多様化、活性化を図ることを重要視しています。その規模は、活発な審議と迅速な意思決定が図られるよう、当社定款の定めにより、取締役（監査

等委員である取締役を除く。)は12名以内、監査等委員である取締役は5名以内としております。

【補充原則4-11(2)】

当社は、取締役が他会社役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を取締役会規程にて定めており、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員は当社グループ以外の他会社役員を兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。監査等委員である取締役については、社外取締役3名が、当社グループ以外の他会社の役員等を兼任していますが、監査等委員長は他会社役員を兼任しておらず、当社の業務に専念できる体制となっています。また、取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

【補充原則4-11(3)】

当社は、取締役会において「取締役会の実効性評価」を行っております。

1. 実施の目的

取締役会が実効的に運営されている事を客観的に確認するとともに、抽出された課題については必要に応じて改善を図ることといたします。

2. 評価の方法

全ての取締役(監査等委員である取締役を含む。)に対して、以下の事項を内容とする質問票を配布し、全員からの回答を集計いたしました。その集計結果、意見等に基づき、取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。

取締役会の構成 / 取締役会の運営 / 取締役会の議題 / 取締役会を支える体制 等
合計26項目に関してアンケート調査を実施。

3. 2019年度における取締役会の実効性に関する分析・評価の結果概要

全体を通じた評価といたしましては、以下の視点等により、取締役会の実効性は概ね確保できているものと確認いたしました。

- ・取締役会の開催頻度、議案の範囲・分量、審議時間、提案時期などは概ね適切である。
- ・重要な経営課題に関して、各取締役が議論、意見交換、助言を行っており、監督機能を適切に果たしている。

なお、以下の事項については、更なる改善・検討が必要との意見も見られたため、引き続き向上に努めてまいります。

- ・取締役会の構成について、監督機能強化の観点から、継続して、社外取締役の更なる増員を検討すべきである。
- ・中期経営計画における経営課題について議論する機会など、企業戦略の大きな方向性を示す議論の機会を、より増加させる必要がある。
- ・取締役の指名等に関する任意の諮問機関である指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会における経営陣幹部の選解任についての議論も、一層深める必要がある。
- ・リスク管理体制の整備を通じ、ガバナンスの更なる強化に努めるべきである。
- ・取締役に対するトレーニングについては、より計画的な機会提供が望まれる。

【補充原則4-14(2)】

当社では、取締役就任時に、取締役として遵守すべき義務、責任等について専門家による講義や研修を実施することとし、取締役全員を対象とした会社経営に関わる研修会を年1回以上行うことを方針としております。

また監査等委員である取締役においては、各種外部セミナーなどに適時参加し、業務および会計に関する監査スキル向上を図ります。

【原則5-1、補充原則5-1(1)(2)】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、以下のとおり株主との建設的な対話に関する方針あるいは体制を定めています。

1. 当社は、原則として総務、経理部門を担当する取締役をIR担当取締役としています。
2. 株主との実際の対話(面談)の対応者については、株主からの要望があった場合、面談の主な関心事項を踏まえた上で、IR担当取締役、技術担当取締役等が面談に臨むこととしています。また面談を補助する者として、総務、経理部門に担当者を配置しています。
3. 株主との建設的な対話の実現のため、面談の対応者、面談を補助する者は、必要に応じて社内関連部門から情報を得た上で、定期的にIR対応勉強会を実施しています。
4. 機関投資家、アナリストの皆様を対象とし、半期毎に決算説明会、個別訪問面談を実施しています。また、IRカンファレンスへの参加やIRスモールミーティングの実施など、建設的な対話の手段の充実に努めています。
5. 株主との対話(面談)内容は適時記録し、必要に応じて経営陣幹部にフィードバックをしています。
6. インサイダー情報(未公表の重要事実)が外部に漏洩することを防止するため、社内規定により、インサイダー情報の発生が認定された場合は情報管理責任者に社内イントラネットで遅滞なく通知することとし、面談の対応者にも速やかに伝達しています。

【補充原則5-1(3)】

当社では、必要に応じ、調査会社に依頼して、実質株主を含めた株主構成を把握する取り組みを行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社FUKADA	1,203,000	9.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	647,200	4.97

橋本亜希	521,867	4.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	402,500	3.09
橋本信子	367,694	2.82
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	356,304	2.73
GOVERNMENT OF NORWAY	352,500	2.70
深田麻実	334,500	2.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・三井住友信託退給口	324,000	2.48
公益財団法人黒潮生物研究所	300,000	2.30

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

・大株主の状況は2020年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

・2019年11月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社他2者が2019年11月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

合計 710,400株、5.38%

- 1) 三井住友信託銀行株式会社(363,000株、2.75%)
- 2) 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(235,700株、1.78%)
- 3) 日興アセットマネジメント株式会社(111,700株、0.85%)

・2020年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社みずほ銀行他3者が2020年2月28日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

合計 573,000株、4.34%

- 1) 株式会社みずほ銀行(31,500株、0.24%)
- 2) みずほ証券株式会社(44,700株、0.34%)
- 3) みずほ信託銀行株式会社(186,300株、1.41%)
- 4) アセットマネジメントOne株式会社(310,500株、2.35%)

・2020年6月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーが2020年6月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、上記大株主の状況は確定した株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー(1,101,400株、8.34%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特別な事情はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岡野 勳	税理士													
西村 勇作	弁護士													
松村 真恵	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡野 勳			-	<p>岡野 勳氏は、税理士としての専門的な知見および税務に関する豊富な見識・経験を有しています。</p> <p>監査等委員である取締役就任以降、それらの知見・経験を活かし、経営意思決定の妥当性・透明性の向上、監査・監督体制の強化に寄与してきた実績により、また引き続き貢献が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者として指名し、選任に至っております。</p> <p>また、独立性に影響を及ぼすような事情がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。</p>

西村 勇作	-	西村勇作氏は、弁護士としての専門的な知見および幅広い経験を有しています。 監査等委員である取締役就任以降、それらの知見・経験を活かし、経営意思決定の妥当性・透明性の向上、監査・監督体制の強化に寄与してきた実績により、また引き続き貢献が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者として指名し、選任に至っております。 また、独立性に影響を及ぼすような事情がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
松村 真恵	-	松村真恵氏は、税理士としての専門的な知見や税務署長等の要職を通じて培われた幅広い経験を有しています。 監査等委員である取締役就任以降、それらの知見・経験を活かし、経営意思決定の妥当性・透明性の向上、監査・監督体制の強化に寄与してきた実績により、また引き続き貢献が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者として指名し、選任に至っております。 また、独立性に影響を及ぼすような事情がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

補助使用人である当社内部監査部門は、監査等委員会直属の機関であり、監査等委員会の指揮命令に服し、その人事権についても監査等委員会が有しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人に対して、独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け(2019年度は6回)、必要に応じて説明を求めています。

また、監査等委員会および監査等委員の機能の強化の一環として、その指揮命令の下に、監査等委員会事務局を執行部門から独立した内部監査部に設置し、監査等委員会および監査等委員の職務を補助する部門として法令遵守状況のモニタリングなどを重点的に行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

取締役の指名や報酬等決定の透明性を向上させる観点から、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬委員会を設置しております。なお、指名報酬委員会は、指名委員会および報酬委員会双方の機能を担っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3名

その他独立役員に関する事項

・当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度において以下の(1)～(5)に掲げる者のいずれにも該当しない場合には、独立役員であるとみなします。

- (1)当社またはその子会社の主要取引先(売上高、仕入高が1,000万円を超える法人等)の業務執行者
- (2)当社またはその子会社の主要借入先(借入金が1,000万円を超える法人等)の業務執行者
- (3)当社またはその子会社から役員報酬以外に1事業年度あたり1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、会計専門家、法律専門家
- (4)当社の主要株主(10%以上の議決権を直接的または間接的に保有している者)またはその業務執行者
- (5)当社またはその子会社から1事業年度あたり500万円を超える寄付を受けた団体に属する者

なお、当社は独立役員の資格を満たす全ての社外役員を独立役員に指定しております。

・当社は、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準として、以下のとおり定め、これに該当する場合は、会社との関係に関する記載を省略いたします。

取引についての軽微基準: 当社の売上高、仕入高、借入金、1,000万円を超える法人等との取引に該当しない場合
寄付についての軽微基準: 寄付金額が500万円以下の場合

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

・業績連動報酬に関する事項は、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。
・当社グループの業績向上に対する意欲・士気向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。
(「ストックオプションの付与対象者」補足説明参照)

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

・2018年6月20日開催の第75期定時株主総会において、当社グループの業績向上に対する意欲・士気向上を目的として、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)および従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件について、ご承認いただいております。本ストック・オプションの割当対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名に90個、当社の従業員88名に490個です。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株です。
また、本ストック・オプションの権利行使期間は2020年12月1日から2023年11月30日までです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者につきましては、法令に従い、有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

以下は、2021年2月24日開催の取締役会で決議された決定方針です。

1. 基本方針

中期経営計画に掲げた施策を着実に実行し、持続的な企業価値の向上を図っていくため、当社の取締役の報酬は、報酬と業績の連動性を明確にしたうえで、株主との価値共有を高めていく報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責、経験および貢献に応じた適正な水準とすることを基本方針といたします。

具体的には、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」といいます。)の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬(金銭報酬)は、月例の固定報酬とし、外部調査機関による調査データに基づく規模や業種の類似する他社水準をもとに設計した役位別レンジの範囲内、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職責、経験および貢献に応じ、また当社の業績等も総合的に勘案して個人別に決定いたします。

なお、監査等委員である取締役の基本報酬(金銭報酬)は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、短期インセンティブとして、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬といたします。各事業年度の連結売上高および連結営業利益額の目標達成率と、親会社株主に帰属する当期純利益を全業務執行取締役共通の評価指標とするほか、各業務執行取締役の担当部門業績評価なども加味して個人別に決定されます。支給額は目標達成時を100%として、0%~150%の範囲で変動し、賞与として毎年一定の時期に支給いたします。

なお、目標となる業績指標と変動範囲等は、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものいたします。主な業績指標(売上高、連結営業利益額)の目標達成率変動幅と業績連動報酬支給率の関係は、次のとおりです。

業績指標 / 目標達成率変動幅 / 支給率

売上高 / 上限: 120% / 150%

売上高 / 下限: 80% / 50%

連結営業利益額 / 上限: 150% / 150%

連結営業利益額 / 下限: 50% / 50%

(注)業績指標の目標達成率が下限を下回った場合は、支給率を零とします。

非金銭報酬等は、中長期インセンティブとして、業務執行取締役の報酬と当社の業績および株式価値の連動性をより明確化し、業務執行取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、株式給付信託およびストック・オプションを運用いたします。

株式給付信託は、取締役会が定めた株式給付規程に基づき、業務執行取締役に対して年間役員報酬基準額の8%または10%相当額をポイントに換算のうえ、毎年一定の時期に付与し退任まで累計します。業務執行取締役の退任後、算定された当該累計ポイント数に相当する数の当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を給付するものいたします。これに加え、ストック・オプションは、より一層株主の利益を重視した業務展開を図るため、株価が上昇した場合にのみ利益が実現する報酬として、有効に機能するよう適切な数や時期等を設定し付与する方針です。

4. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や類似する業種に属する企業の報酬水準を参考に、代表取締役はその他の業務執行取締役と比較し業績連動報酬等および非金銭報酬等のウェイトが高まる構成といたします。本報酬構成においては、非金銭報酬等のストック・オプションは含みません。なお、種類別の報酬割合は、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものいたします。報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績指標を100%達成の場合、次のとおりです。

基本報酬:業績連動報酬等:非金銭報酬(株式給付信託)

代表取締役 約60% : 約30% : 約10%

その他の業務執行取締役 約70% : 約22% : 約8%

(注)業績連動報酬等は賞与であり、非金銭報酬等は株式給付信託である。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬の額および各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の担当部門業績を踏まえた賞与の評価配分といたします。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、毎年指名報酬委員会に諮問し、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定しなければならないことといたします。

なお、非金銭報酬である株式給付信託の内容は取締役会が定めた株式給付規程に基づき決定し、ストック・オプションの内容は指名報酬委員会の答申を踏まえて取締役会が決定いたします。当社の指名報酬委員会は、報酬等の額の妥当性と決定プロセスの透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として設置した任意の委員会であり、その委員の過半数を独立社外取締役とすることとしています。

【社外取締役のサポート体制】

総務部は、取締役会の資料を事前に社外取締役を含む取締役に送付することにより、審議の円滑化に努めております。

また、内部監査部門とは、監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を出すなど、日常的かつ機動的な連携を図ることで、情報の共有化を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

制度はありますが、現在は対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・ガバナンス機構に関する現状の体制

取締役会、監査等委員会、会計監査人、経営会議、内部監査部門等の機関において、業務執行、監査・監督、指名、報酬決定の各権限を分配し、各機能が法令および定款等に基づき、適正に機能するようなシステムを構築しています。

(取締役会)

取締役会は、原則として毎月1回および必要に応じて臨時に開催されます。法令、定款、取締役会規程で定められた事項や経営の基本方針等の重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。なお、取締役の男女構成については、男性10名、女性1名の構成です。

(監査等委員会)

監査等委員会は、原則として毎月1回および必要に応じて臨時に開催されます。監査等委員会で策定された監査方針および監査計画に基づいて、内部監査部門および会計監査人との連携の強化や情報の共有化を図り、適切な体制の構築に努め、取締役の職務執行を監査します。

(指名報酬委員会)

指名報酬委員会は、取締役会の任意の諮問機関として過半数を独立社外取締役とした3名で構成され、1年に複数回開催されます。当社の取締役候補者の指名や報酬等に関して、取締役会の諮問に基づきその適切性について審議し、答申を行います。取締役会は、指名報酬委員会の答申を踏まえて、取締役候補者の指名および報酬等の決定を行います。

(経営会議)

経営会議は、執行役員等の幹部社員で構成され、原則として毎月1回開催されます。取締役会が定めた経営方針に基づき、新製品の開発、設備投資、生産および販売計画等の重要な経営課題に関して審議し、迅速に対応します。

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、取締役社長、部門統括および監査等委員長で構成され、原則として半期に1回以上および必要に応じて臨時に開催されます。当社および当社グループにおけるコンプライアンス上の問題を管理・処理し、もって経営および業務執行の健全かつ適切な運営に資するため、コンプライアンス施策の実施・運営を行います。

(リスクマネジメント委員会)

リスクマネジメント委員会は、取締役社長、部門統括等で構成され、原則として半期に1回以上および必要に応じて臨時に開催されます。当社および当社グループにおける各種リスクに対して、リスク課題の抽出・把握、業務別リスク対策および運営状況について協議・評価を行います。

・監査の状況

(監査等委員会監査の状況)

当社の監査等委員は4名であり、常勤の監査等委員1名と独立社外取締役監査等委員3名から構成されています。また、独立社外取締役監査等委員は、法律もしくは会計に関する高度な専門性や企業経営に関する高い見識を有することを基軸に3名を選定しています。

監査等委員は、取締役の一員として取締役会に出席し、意見を述べ、他の取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検証するなど、取締役の職務執行についての適法性・妥当性の観点から監査を行います。2019年度の各監査等委員の取締役会への出席率は100%です。

また、常勤の監査等委員は、取締役会以外の重要な会議(経営会議、予算委員会、子会社の定例会議等)への出席、重要な決裁書類の閲覧、工場往査等、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備および社内情報の収集に積極的に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視・検証するとともに、他の独立社外取締役監査等委員との情報共有および意思疎通を図っています。

その他、監査等委員全員による代表取締役や取締役執行役員との意見交換会を通じて、各取締役から報告を受け意見交換を行っています。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けています。

(内部監査の状況)

内部監査等を担当する部門として、内部監査部を設置しています。内部監査部は2名で構成され、組織上独立した監査等委員会直属の機関とし、当社ならびに関係会社の制度、組織、業務および経営活動全般に対する監査、監査等委員会事務局等の業務を担っています。

(会計監査)

監査法人の名称: EY新日本有限責任監査法人

継続監査期間: 2020年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

継続監査期間: 25年間

業務を執行した公認会計士: 指定有限責任社員 業務執行社員 平井啓仁、指定有限責任社員 業務執行社員 福竹徹

監査業務に係る補助者の構成: 監査法人の選定基準に基づき決定されており、公認会計士5名およびその他10名を主たる構成員としています。

・責任限定契約の内容

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員である取締役(社外取締役を含む)が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化することで、さらにコーポレート・ガバナンスを強化ならびに企業価値を向上させることを企図して、監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第77期定時株主総会は、2020年6月19日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、2019年6月開催の第76期定時株主総会より、議決権の電子投票制度を導入いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、第2四半期決算時に決算説明会を実施し、業績、事業環境と取組み等についてご説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算情報、決算説明会資料、財務ハイライト等の情報を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、原則として総務・経理部門を担当する取締役をIR担当取締役とし、補助する者として、経理、総務部門に担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステラケミファ倫理規程によって、当社社員、役員は高い倫理観と、社会的な良識をもって行動することが明定されております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境ISO14001を取得し、全社をあげて環境保全に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステラケミファ倫理規程によって、適宜適切に企業情報を提供することが明定されております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制に関する基本的な考え方は、会社法に定める内部統制の基本方針として取締役会にて決議を行っております。その決議内容は、毎年順次見直しており、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適性を確保するための体制として、各事項に必要な体制を整備することに努めております。

また、コンプライアンス体制の構築として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を社内を設置し定例的に開催するほか、内部通報制度等の運用も行っております。

一方、リスク管理体制の充実として、リスクマネジメント規程等の各種社内規程を制定、運用したうえで、事業遂行にともなう各種リスクを抽出し、優先順位の高いものから順次その対応を協議し、大規模災害時における事業継続計画実施要領等の社内規程を制定し順次見直しを行うなど、リスク管理に関する取り組みも行っております。情報管理体制については、文書管理規程および文書保存規程に従い、適切に管理および保存を行う体制を整備しております。

なお、子会社を含むグループ会社においても、関係会社管理規程を制定のうえ、各社の経営の自主性を尊重しつつ、企業集団としての役割や責任を定め、業務の適正を確保するための体制を整備し、適切な管理を行っております。

その他、監査等委員会の監査等の実効性を確保するための体制の整備として、内部監査部門を監査等委員会の指揮命令に服する部門として位置付けるとともに、取締役および社員から監査等委員会に報告を行う体制ならびに監査等に必要な費用については当社において負担する等の体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを掲げ、その旨を、ステラケミファ倫理規程において明言しております。

また、その他の整備状況としては、大阪府企業防衛連合協議会および東警察署管内企業防衛対策協議会の会員として情報連携を図ることや、電話対応マニュアルの準備、契約書への反社会的勢力排除条項の挿入等があげられます。

